平成２４年（フ）第１４２９号
東京都荒川区町屋３丁目18番５号
破産者　有限会社大平
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２３１号
千葉県八街市八街ほ931番地７
破産者　綿古里克司
成年後見人　横井　快太
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２３２号
千葉県八街市八街ほ931番地７
破産者　綿古里淳一郎
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３８９号
福井県丹生郡越前町江波第77号８番地の１
破産者　有限会社ヌウ
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４８８号
京都市右京区西京極午塚町65番地２ハイツ松本101
破産者　有限会社丸正企画印刷
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１８年（フ）第２３４４号
大阪府岸和田市別所町３丁目９番25号
破産者　ネクスト愛株式会社
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（フ）第２３４５号
大阪府岸和田市別所町３丁目９番25号
破産者　夢工房愛株式会社
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（フ）第２３４６号
大阪府岸和田市別所町３丁目９番25号
破産者　シーエスアイネットサービス株式会社
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（フ）第３２３７号
大阪市中央区難波２丁目３番11号　難波八千代ビル５階、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区難波２丁目４番12号
破産者　有限会社クリエイト・キューブ
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７１号
大阪府大阪市天王寺区上汐３丁目８―24谷九山本ビル
破産者　株式会社ＩＤＥＡ　ＥＳＴＡＴＥ
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第７２号
島根県出雲市斐川町上直江1926番地１　サンハイツ出雲Ａ―201、前住所兵庫県西宮市浜町４番16―102号
破産者　岡本　健志
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第３２号
熊本県玉名郡南関町大字関村1119番地１
破産者　株式会社ＫＵＲＵＭＡＹＡ・Ｋ
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第１号
秋田県能代市字悪戸124番地２
破産者　有限会社ダイキン
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第２６５１号
横浜市南区別所２丁目12番16号
破産者　有限会社武八
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４２号
相模原市緑区川尻1707番地１
破産者　牧野運輸株式会社
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５号
静岡県浜松市南区楊子町1053番地の４
破産者　有限会社テクノサービス北村
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
熊本県阿蘇市内牧1081番地
破産者　有限会社全層
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第７７４号
鹿児島県鹿児島市桜島小池町45番地
破産者　有限会社四男水産
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１４７号
長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷1010番地１
破産者　橋本　和也
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
石川県輪島市鳳至町上町142番地の２
破産者　松野　茂雄
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第３０４号
奈良県磯城郡三宅町大字石見103番地の４、前住所奈良県磯城郡三宅町大字石見422番地の11
破産者　プラスワンこと　植村　訓一
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係